国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部改正について

改正理由:理事・副学長の職務分担の見直しに伴い, 所要の改正を行うものである。

改正	現 行
〔省略〕	〔省略〕
(組織)	組織
第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。	第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。
(1) 学長が指名する理事又は副学長 若干名	(1) 学長が指名する理事又は副学長 若干名
(2) 学長が委嘱する教員 若干名	(2) 学長が委嘱する教員 若干名
(3) 財務・研究推進部長	(3) 財務・研究推進部長
(4) 研究・連携推進課長	(4) 研究·連携推進課長
(5) 現職教育支援課長	(5) 現職教育支援課長
2 推進本部に本部長及び副本部長複数名を置き、本部長は前項第1号の本部員の中	2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員の中から学
から学長が指名し、副本部長は本部長が指名する前項第1号の本部員及び第3号の	長が指名し、 <u>副本部長は前項第3号の本部員</u> をもって充てる。
<u>本部員</u> をもって充てる。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。	 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。
3 本前長は、推進本前の未務を総合する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する	3 本部反は、1世色本部の未依を続行する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する
〔省略〕	[省略]
<u>附 則</u>	
この要項は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。	